

一般財団法人未来サポート 会員規約

この規約は、一般財団法人未来サポート（以下「本財団」という）の定款第9章第48条及び49条及び50条の規定に基づき会員に関する事項を定めたものである。

第1条（名称）

本財団は、一般財団法人未来サポートと称する。

第2条（事務所）

本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第3条（目的）

本財団は、幼児から学生までの健全育成に対して、教育に関する事業を行い、安心と安全をテーマに福利厚生、ボランティア活動、教育現場への貢献に寄与すると共に社会に貢献し活動することを目的とする。

第4条（事業）

本財団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) こどもの健全育成を図る活動
- (3) 文化・芸術又は、スポーツの振興を図る活動
- (4) 会員の福利厚生に関する事業
- (5) こどもを支援する団体及び活動への寄付行為
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

本財団の会員は、次の各号に該当する者で、本財団の目的および事業の主旨に賛同し入会した個人及び法人とする。

会員に関する必要な事項は、理事会で決議され、評議員会で承認された「一般財団法人未来サポート規程」に定める。

会員種別は次の3種別とする。

- (1) 第一号 個人会員
- (2) 第二号 学生・保護者会員
- (3) 第三号 賛助会員（個人および法人）

前項記載の3種別の会員は本財団が別途定める制度運営費（会費を含む）を支払う義務を負う。前項の制度運営費（会費を含む）に関する規定は、理事会の決議により定める。

第6条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会する事が出来る。

第7条（会員の資格の喪失）

正会員及びその他の会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員より退会の申し出がされた場合。
- (2) 本人が死亡した場合。又は会員である法人、団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく制度運営費（会費を含む）を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条（その他）

本規約に定めのない事項については、本財団定款および規則の定めに基づることとする。

附則

この規約は、令和5年12月1日より施行する

一般財団法人未来サポート

代表理事 理事長 森宮 康

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス 11F

電話番号 0570-07-1730 （サポートデスク）